

パブリックコメント・市民説明会提出市民意見及び市議会の考え方

| 番号 | 項目                 | 寄せられた意見の概要  | 市議会の考え方  | 提言方法      |
|----|--------------------|---|--|-----------|
| 1  | 条例の名称              | まちづくり基本条例は、市民・議会・行政（市長）の三者の関係を盛り込んだ自治基本条例の性格を持つ土別市における最高規範になるものであり、行政と議会は基本条例を遵守する立場になるので、条例が並列の印象を受ける名称は避けるべき。 | 現在、土別市には交通安全基本条例、環境基本条例があり、それぞれの基本理念を定めています。議会基本条例は議会における最高規範であり、議会に関する基本的な理念や議会運営の基本的事項等を定めるものです。 | パブリックコメント |
| 2  | 第6条<br>(政治倫理)      | 指定管理を受けている団体の代表者に対する対応は。  | 現在、指定管理者となっている団体の代表者の議員については、その任期の満了時までに対応を願うこととしました。  | 市民説明会     |
| 3  |                    | 政治倫理に罰則、懲罰的な委員会を設置する考えは。  | 条例の中に懲罰に対する基準まで細かく盛り込むことは法令上難しく、議員の活動や行動は、選挙の際に市民の判断が下されるものと考えています。また、議員として市民の疑惑を招かない行動を心がけていきます。  | 市民説明会     |
| 4  |                    | 政治倫理違反に対する基準が無い。  |  |           |
| 5  | 第7条<br>(会派)        | 1人でも会派を結成できるとなっているが、会派は同一の政治理念、政策を共有する団体であると思うので、議員2人以上で会派を結成するのが基本では。  | 議会では、政策立案、政策提言などに関して、会派間で調整を行い、合意形成に努めます。土別市議会では議員1人でも届出をした上で会派として認め、議会活動を積極的に行います。                | パブリックコメント |
| 6  | 第10条<br>(情報公開及び広報) | 意見書の取り扱いで、採択されなかった意見書の報道、公開を。   | 議会ホームページで、議会運営委員会の概要報告を掲載します。また、議会だよりの構成も含め検討します。  | 市民説明会     |
| 7  | 第11条<br>(反問権)      | 反問権の議長の許可を得てという意味は。   | 発言については、議場における発言のルールに基づき、議長の許可としています。その内容が不適切でない限り、市長等の反問を抑えようとするものではありません。                        | 市民説明会     |
| 8  | 第18条<br>(議会改革の推進)  | 条例制定後の議会改革特別委員会の設置はどのような形か。   | 現在設置している特別委員会と同様に全議員での構成となります。   | 市民説明会     |
| 9  | 第19条<br>(議員定数)     | 特別職等報酬審議会で議員定数の審議を行えないか。  | 定数については、条例施行後に議会報告会や意見交換会などの場を通じて市民の意見を参考に判断します。   | 市民説明会     |
| 10 | 第22条<br>(条例の見直し)   | 条例見直しの際に市民の意見を聞く機関(市民委員会等)を設置しては。   | 市民委員会等の設置は想定していませんが、見直しの際には議会報告会等で市民の意見を聞きながら進めます。   | 市民説明会     |